

印鑑証明書等の照合要領

(目的)

第1条 この要領は、自動車の登録申請に際し、自動車登録令（昭和26年6月30日政令第256号）に基づく印鑑証明書等の添付書類を事前に提出させ、これを照合することによって申請者の手数の軽減と登録業務の合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領で「印鑑証明書等」とは、次のものをいう。

(1) 印鑑証明書

(2) 商業登記簿謄抄本又は登記事項証明書

2 この要領で「印鑑証明書等の照合」とは、事前に神戸運輸監理部長（以下「運輸監理部長」という。）に提出された印鑑証明書等と登録申請書類を照合することをいう。

(適用の範囲)

第3条 この要領は、道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号。以下「法」という。）に基づき、神戸運輸監理部兵庫陸運部（以下「兵庫陸運部」という。）又は神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所（以下「自動車検査登録事務所」という。）において登録を受ける法第7条（新規登録）、第12条（変更登録）、第13条（移転登録）、第15条（永久抹消登録）、第15条の2（輸出抹消仮登録）、第16条（一時抹消登録）、第18条（所有者変更記録）及び自動車重量税還付の申請に適用する。

(対象となる者)

第4条 この要領により承認を受けられることのできる者は、兵庫陸運部又は自動車検査登録事務所の管轄区域内に事業所を設け、健全な事業活動を行っている者で、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 自動車販売事業者（封印乙種受託者に限る。）

(2) 自動車運送事業者

許可車両数	兵庫陸運部	100両以上
	自動車検査登録事務所	50両以上

(3) 自家用自動車保有者（自ら使用する者）

所有車両数	兵庫陸運部	100両以上
	自動車検査登録事務所	100両以上

2 前項の者以外に、運輸監理部長が特に必要と認める者〔別表第一に定める団体（以下「所属団体」という。）に属している者に限る。〕。

(承認の申請)

第5条 前条の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所属団体を經由して、承認を受けようとする区域を管轄する神戸運輸監理部兵庫陸運部長（以下「兵庫陸運部長」という。）又は神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所長（以下「自動車検査登録事務所長」という。）に次の各号に掲げる書面を提出しなければならない。

ただし、第1号ハに掲げる書面については、支配人の資格確認が必要な場合のみとする。

なお、登記事項の照合を受けようとする者は、印鑑証明書の照合に関する承認を受ける者でなければならない。

(1) 印鑑証明書の照合を受ける場合

- イ. 印鑑証明書照合承認申請書（様式1）
- ロ. 印鑑証明書（発行後20日以内のものに限る。）
- ハ. 登記事項証明書（発行後20日以内のものに限る。）
- ニ. 誓約書（様式2）
- ホ. 承認書（様式3）
- ヘ. 印鑑証明書等照合台帳（その1）（様式5を3部とする。）

(2) 登記事項の照合を受ける場合

- イ. 登記事項照合願（様式1の2）
- ロ. 商業登記簿謄抄本又は登記事項証明書（発行後20日以内のものに限る。）
- ハ. 承認書（様式3）
- ニ. 印鑑証明書等照合台帳（その2）（様式5の2を4部とする。）

2 所属団体は前項の申請内容が、この要領に適合するかどうかを調査して提出しなければならない。

(承認の通知)

第6条 運輸監理部長は、前条の規定による申請があった場合においては、次条の規定により承認を拒否する場合を除く外、所属団体を經由して、申請者に別表第一に定める承認番号を付与した承認書を交付するものとする。

2 承認番号の付与範囲は、兵庫陸運部管轄の承認においては、101番から500番まで、自動車検査登録事務所管轄の承認においては501番から600番まで、共通承認においては、1番から100番までとする。

(承認の拒否)

第7条 運輸監理部長は、申請者が、次の各号の一に該当する場合には、その承認を拒否しなければならない。

- (1) 第14条の規定により承認の取消しを受け、その取消しの日から1年を経過していない者
- (2) 法、関係法令及び関係通達に違反して、その処分の期間が満了していない者
- (3) 法人で、その役員のうち前2号の一に該当する者があるもの

2 運輸監理部長は、前項の規定による承認を拒否した場合には、所属団体を經由して、申請者にその旨を通知しなければならない。

(承認の期間)

第8条 この要領による印鑑証明書の照合に関する承認の有効期間は3年とし、3年ごとの3月1日を基準日とする。ただし、新たに承認を受けた者にあつては、その有効期間は承認を受けた日から次の基準日の前日までとする。

2 登記事項の照合に関する承認については、印鑑証明書の照合に関する承認が失効しない限り有効とする。

(確認)

第9条 承認を受けた者（以下「承認事業者」という。）は、運輸監理部長が、毎年5月、8月、

1 1月及び2月に実施する照合事項の確認を受けなければならない。

2 承認事業者は、前項の確認を受けるには、次の各号に掲げる書面を各確認月の10日から20日までに所属団体を經由して、承認を受けた区域を管轄する兵庫陸運部長又は自動車検査登録事務所に提出するものとする。

ただし、第3号に掲げる書面については、支配人の資格確認が必要な場合のみとする。

(1) 確認願(様式4)

(2) 印鑑証明書(発行後20日以内のものに限る。)

(3) 登記事項証明書(発行後20日以内のものに限る。)

(4) 承認書(様式3)

3 運輸監理部長は、第1項による確認をしたときは、承認書の確認欄に確認日及び確認印を押印し、所属団体を經由して、承認事業者に承認書を返付するものとする。

4 運輸監理部長は、第1項による確認で、この要領に違反していることが明らかとなったときは、第14条の規定に基づく所要の措置を講ずるものとする。

5 第1項に基づく確認を受けていない承認事業者は、確認又は承認期間が満了するまで、第14条の規定に基づく照合の停止があったものとみなす。

(承認の更新)

第10条 承認事業者は、印鑑証明書の照合に関して、承認期間の経過後も引き続き承認を受けようとするときは、承認期間が満了する日の15日前までに、第5条に基づく手続きを行わなければならない。

ただし、登記事項の照合に関して承認を受けている場合は、第5条第1項第2号ハ及びニもあわせて提出しなければならない。

2 第6条から第8条までの規定は、承認の更新について準用する。

(変更届等)

第11条 承認事業者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、所属団体を經由して、承認を受けた区域を管轄する兵庫陸運部長又は自動車検査登録事務所に変更届(様式6)を提出しなければならない。

(1) 住所

(2) 氏名又は名称

(3) 代表者

(4) 代表者印

(5) 合併又は組織変更

2 前項の届出には、次の各号の書面を添付するものとする。

ただし、前項第4号の変更の場合は、次の第2号に掲げる書面は不要とする。

(1) 印鑑証明書(発行後20日以内のものに限る。)

(2) 登記事項証明書(発行後20日以内のものに限る。)

(3) 承認書(様式3)

(4) 印鑑証明書等照合台帳(その1)(様式5を3部とする。)

3 第7条第1項第3号の規定は、第1項第3号の代表者の変更について準用する。この場合において、第7条の第1項及び第2項の「承認を拒否」とあるのは「届出を拒否」、「申請者」とあるのは「承認事業者」と読み替える。

- 4 運輸監理部長は、承認事業者からの第1項による届出を受理したときは、その変更事項を承認書の「変更事項・変更年月日欄」に表示し、確認印を押印のうえ所属団体を經由して、承認事業者へ承認書を返付するものとする。
- 5 運輸監理部長は、承認事業者が第1項に基づく変更届（様式6）の提出を遅滞した場合は、第14条の規定に基づく所要の措置を講ずるものとする。
- 6 承認事業者は、第1項に掲げる各号の変更を行い、新たに登記事項の照合が必要なときは、所属団体を經由して、承認を受けた区域を管轄する兵庫陸運部長又は自動車検査登録事務所に第5条第1項第2号に掲げる書面を提出しなければならない。
ただし、第5条第1項第2号口の書面について、すでに照合を受けた登記事項に新たな登記事項を付け加えるときは、付け加える登記事項への履歴が証明された書面のみを提出するものとする。
- 7 運輸監理部長は、承認事業者からの前項による登記事項照合願を受理したときは、その登記事項を承認書の「登記事項・確認年月日欄」に表示し、確認印を押印のうえ所属団体を經由して、承認事業者へ承認書を返付するものとする。

（取 扱）

- 第12条 承認事業者は、印鑑証明書の照合を受けるには、委任状の余白部分に別紙様式7を表示し、承認番号を記入しなければならない。
- 2 承認事業者は、登記事項の照合を受けるには、委任状の余白部分に前項の規定の外、別紙様式8を表示しなければならない。
 - 3 自動車販売事業の承認事業者は、一般社団法人日本自動車販売協会連合会兵庫県支部に属する者を代理人として定め、登録申請を行わなければならない。
ただし、OSS申請の場合はこの限りでない。

（遵守事項）

- 第13条 承認事業者は、法、関係法令、関係通達及びこの要領に定める事項を遵守しなければならない。
- 2 承認事業者は、承認を受けていない印鑑を登録申請書類に用いてはならない。
 - 3 承認事業者は、内容を十分に確認したうえで、登録申請書類を提出しなければならない。

（承認の取消し等）

- 第14条 運輸監理部長は、承認事業者が、次の各号の一に該当するときは、承認の取消し又は1年以内において期間を定めて印鑑証明書等の照合を停止することができる。
- (1) この要領に違反したとき。
 - (2) 法、関係法令及び関係通達に違反したとき。
- 2 前項の処分は、別に定める処分基準による。
 - 3 運輸監理部長は、前項に基づき承認の取消し又は照合の停止の処分を決定したときは、所属団体を經由して、承認事業者へ通知しなければならない。

（承認の失効）

- 第15条 承認事業者は、次の各号の一に該当するときは、その事由があった日からその効力を失うものとする。
- (1) 第4条の規定に該当しなくなったとき。
 - (2) 事業の譲渡、休止又は廃止がなされたとき。

(3) 破産、民事再生、会社更生又は法定清算の手続きを開始したとき。

- 2 承認事業者は、前項に該当するときは直ちに、所属団体を経由して、承認を受けた区域を管轄する兵庫陸運部長又は自動車検査登録事務局長に変更届（様式6）及び原因を証する書面を提出しなければならない。

（申請書等の保存）

第16条 この要領により提出された申請書等の保存期間は、承認期間が満了した日から5年間保存しなければならない。

（報告）

第17条 運輸監理部長は、第1条の目的を達するため必要な限度において、承認事業者に対し、必要と認める書面を添えて報告を求めることができる。

- 2 承認事業者は、前項に対し、正当な事由がない限り、これを拒否することができないものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 本要領の施行前に、旧「印鑑証明書等の照合要領」（平成17年1月24日付け達第6号）第6条により印鑑証明書等の照合に関する承認を受けた者は、本要領の施行の日に本要領第6条による承認を受けた者とみなす。
- 3 本要領で定める様式3、様式5及び様式5の2については、平成31年2月に実施する更新時から適用し、それまでは従前の例による。

別 表 第 一

承認番号	団体の名称
販第 号	一般社団法人日本自動車販売協会連合会兵庫県支部
貨第 号	一般社団法人兵庫県トラック協会
乗第 号	公益社団法人兵庫県バス協会
	一般社団法人兵庫県タクシー協会
自第 号	一般社団法人兵庫県自家用自動車協会連合会
陸第 号	一般財団法人近畿陸運協会
特第 号	運輸監理部長が認める団体